

議案第 38 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 25 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、障害者自立支援法等関係法令が改正されるため、本条例を定める必要があるからである。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条 北名古屋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(北名古屋市医療費支給条例の一部改正)

第3条 北名古屋市医療費支給条例（平成18年北名古屋市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

第8条第4項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第4条 北名古屋市消防団員等公務災害補償条例（平成18年北名古屋市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 北名古屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(北名古屋市障害者自立支援法施行条例の一部改正)

第6条 北名古屋市障害者自立支援法施行条例（平成18年北名古屋市条例第146号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「北名古屋市障害者自立支援審査会」を「北名古屋市障害者支援審査会」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から施行する。